2011（平成23）年４月調査より、日本標準産業分類の改定（2007（平成19）年11月）に準拠して、需要者（業種）分類を変更した。表章については、2016（平成28）年１月調査より、従来の移行期表章分類から変更後の調査票分類へと移行した。

主要需要者別機械受注額

（単位：億円、％）

需要者＼期・月	（平成27年）10～12月	（平成28年）1～3月	4～6月	7～9月	（平成28年）8月	9月	10月	11月
受注総額	72,164	69,021	64,834	62,916	20,619	20,808	21,486	25,915
	(4.6)	(−4.4)	(−6.1)	(−3.0)	(−4.0)	(0.9)	(3.3)	(20.6)
	〔 8.1〕	〔 −2.5〕	〔 −9.6〕	〔 −9.0〕	〔 −4.0〕	〔 −9.3〕	〔 −21.1〕	〔 16.0〕
民需	30,832	34,667	28,742	29,347	9,788	9,721	9,842	10,963
	(6.3)	(12.4)	(−17.1)	(2.1)	(−0.5)	(−0.7)	(1.2)	(11.4)
	〔 6.6〕	〔 4.5〕	〔 −6.1〕	〔 0.9〕	〔 2.1〕	〔 0.9〕	〔 −15.8〕	〔 16.7〕
〃（船舶・電力を除く）	25,098	26,785	24,312	26,080	8,725	8,437	8,783	8,337
	(2.6)	(6.7)	(−9.2)	(7.3)	(−2.2)	(−3.3)	(4.1)	(−5.1)
	〔 2.1〕	〔 3.4〕	〔 −6.5〕	〔 6.5〕	〔 11.6〕	〔 4.3〕	〔 −5.6〕	〔 10.4〕
製造業	10,266	11,677	10,110	10,563	3,531	3,355	3,310	3,635
	(−3.0)	(13.7)	(−13.4)	(4.5)	(−4.0)	(−5.0)	(−1.4)	(9.8)
	〔 −3.1〕	〔 4.3〕	〔 −12.9〕	〔 −0.5〕	〔 2.0〕	〔 −1.5〕	〔 −9.0〕	〔 8.3〕
非製造業（船舶・電力を除く）	14,565	15,071	14,325	15,503	5,149	5,103	5,336	4,834
	(5.6)	(3.5)	(−5.0)	(8.2)	(−1.9)	(−0.9)	(4.6)	(−9.4)
	〔 6.3〕	〔 2.6〕	〔 −1.0〕	〔 11.8〕	〔 19.6〕	〔 7.8〕	〔 −3.9〕	〔 11.6〕
官公需	6,563	7,876	6,830	7,585	2,460	2,206	2,724	3,313
	(−11.1)	(20.0)	(−13.3)	(11.0)	(−15.7)	(−10.3)	(23.5)	(21.6)
	〔 −18.4〕	〔 18.6〕	〔 −14.6〕	〔 −6.4〕	〔 9.2〕	〔 −25.2〕	〔 31.2〕	〔 58.3〕
外需	31,946	23,439	24,305	22,836	7,738	7,850	7,998	10,983
	(9.1)	(−26.6)	(3.7)	(−6.0)	(6.8)	(1.4)	(1.9)	(37.3)
	〔 17.0〕	〔 −18.8〕	〔 −13.6〕	〔 −21.7〕	〔 −13.9〕	〔 −16.7〕	〔 −35.3〕	〔 9.7〕
代理店	3,349	3,559	3,255	3,552	1,149	1,214	1,111	1,196
	(3.4)	(6.3)	(−8.5)	(9.1)	(−3.3)	(5.6)	(−8.4)	(7.6)
	〔 7.2〕	〔 17.3〕	〔 6.3〕	〔 10.1〕	〔 5.7〕	〔 7.6〕	〔 −0.7〕	〔 5.7〕

（備考）１．季節調整系列は個別に季節調整を行っているため、需要者別内訳の合計は全体の季節調整値とは一致しない。

２．四半期は合計額、（ ）内は対前期（月）増減率、〔 〕内は原系列による対前年同期（月）増減率。

民需の業種別機械受注の伸び

（単位：％）

需要者＼期・月	（平成27年）10～12月	（平成28年）1～3月	4～6月	7～9月	（平成28年）8月	9月	10月	11月
Ⅰ 製造業計	−3.0	13.7	−13.4	4.5	−4.0	−5.0	−1.4	9.8
1 食品製造業	28.5	−9.5	−8.9	7.6	8.4	−38.6	4.8	33.7
2 繊維工業	−26.6	8.8	23.2	−24.1	−2.0	−17.5	1.8	46.6
3 パルプ・紙・紙加工品	43.0	−13.1	21.7	−28.0	−1.3	−18.9	22.8	76.7
4 化学工業	1.6	−1.2	−5.3	3.6	−31.7	−14.9	57.3	−33.3
5 石油製品・石炭製品	−45.5	56.7	76.3	−47.3	−15.2	−54.4	333.0	−55.8
6 窯業・土石製品	7.3	−7.3	3.4	0.2	74.9	−46.0	−0.3	53.7
7 鉄鋼業	15.7	268.4	−77.0	20.9	−62.3	18.9	26.6	−4.5
8 非鉄金属	9.7	76.4	5.2	−21.3	2.1	335.5	−69.6	339.0
9 金属製品	5.1	0.3	−14.0	48.2	−52.3	−20.0	59.2	−41.8
10 はん用・生産用機械	−3.6	−0.7	1.2	4.5	1.0	1.2	−11.2	5.1
11 業務用機械	0.2	−7.3	−0.3	6.8	20.2	−6.4	−1.4	−0.8
12 電気機械	−9.2	−8.7	10.3	2.6	6.6	1.8	−26.2	68.0
13 情報通信機械	12.8	−11.7	−19.3	1.4	−1.8	6.6	5.9	−24.9
14 自動車・同付属品	−4.0	−5.9	1.1	2.6	3.9	16.1	−0.4	−2.4
15 造船業	−4.6	34.3	−16.2	−1.2	−14.1	−27.5	26.6	18.2
16 「その他輸送用機械」	3.4	−12.6	86.0	−40.6	14.9	−20.4	2.4	−13.5
17 「その他製造業」	−2.5	−1.7	6.0	6.8	26.4	−19.1	−6.5	9.9
Ⅱ 非製造業計	12.0	13.0	−19.7	0.1	1.4	−1.4	6.0	12.3
18 農林漁業	8.6	−7.1	15.3	−5.6	−26.2	17.8	26.7	−11.2
19 鉱業・採石業・砂利採取業	10.2	−5.2	10.0	−8.6	−32.5	48.5	8.4	−1.3
20 建設業	−7.2	3.2	−2.1	3.9	11.7	10.9	−15.3	10.5
21 電力業	18.5	34.6	−40.0	−32.4	21.3	−13.9	33.0	164.7
22 運輸業・郵便業	52.9	−17.4	20.0	23.8	20.6	6.3	−38.2	−12.5
23 通信業	8.1	8.4	−18.7	26.8	−22.7	−7.5	13.4	4.4
24 卸売業・小売業	7.7	12.5	−26.1	36.4	4.9	43.8	−28.8	−16.0
25 金融業・保険業	−2.7	3.9	−6.7	−7.8	−12.7	3.7	−17.5	47.4
26 不動産業	1.4	27.1	−13.6	−16.6	−46.3	166.5	−39.8	−1.1
27 情報サービス業	6.6	15.5	−17.1	2.6	12.8	−9.8	9.4	−10.3
28 リース業	0.6	−5.1	−18.0	38.1	27.5	−11.1	−17.7	−11.8
29 「その他非製造業」	3.4	20.4	−18.9	−3.7	21.2	−25.4	56.0	−16.1

（備考）１．季節調整系列の対前期（月）増減率。

２．「繊維工業」、「窯業・土石製品」は、従来は「その他製造業」に含まれていた。

３．「はん用・生産用機械」は、従来の「一般機械」から「事務・サービス・娯楽用機械」を除いたもの。

４．「業務用機械」は、従来の「精密機械」に「一般機械」の「事務・サービス・娯楽用機械」を加えたもの。

公　告

議　事　項

工場財団

東京都港区赤坂九丁目７番７号パーク・レジデンシィズ・アット・ザ・リッツ・カールトン東京1104**宇根尚秀**の工場財団に山梨県韮崎市藤井町南下條字滝坂1166番地１ほか３筆ＲＯＵ韮崎太陽光発電所の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押え仮差押え又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成29年１月25日

甲府地方法務局韮崎出張所

有権者申出方

元当局所属公証人杉森研二の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出てください。

平成29年１月25日　　大阪法務局

司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第２号の規定に基づき、平成29年１月17日から２週間の司法書士業務の停止の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

平成29年１月25日

さいたま地方法務局長　竹中　　章